

イ 生徒心得

前 文

本校生徒は日本国憲法、教育基本法の精神および本校教育の基本方針に則り、日夜研鑽精進し、もって民主的学園を建設して行くと共に将来は平和なる国家社会の有為なる形成者たるを期さなければならない。この生徒心得はその為に本校生徒が遵守実践しなければならぬものを規定したものであり、生活の基準となるものである。

第1章 総 則

- 第1条 生徒は誠実を尊び、言行一致して表裏なく、教師に対しては恭敬の意を表し、生徒間にあつては協同和合し、互いに友愛の情を深めていくものとする。
- 第2条 生徒は専ら修学に勤めて教養を高め、身体錬磨によって健康を増進し、心身共に健全となるよう努めるものとする。
- 第3条 生徒は技能を磨くと共に勤労愛好の精神を涵養し、あわせて自己の行為に対する責任の観念を強めるものとする。
- 第4条 生徒は真に自由なる精神に基づいて生徒会を組織し、民主学園の建設にあたる。但し、生徒会における議決事項は学校長の承認を必要とし、生徒は議決事項に対して責任と義務を負うものとする。
- 第5条 生徒は特定の政党または宗派を支持する運動はしないものとする。
- 第6条 生徒は学生の本分を遵守し、決して学校の体面を汚すような行為をしないものとする。

第2章 単 位

- 第7条 各学科の修得単位は教育課程表のとおりとする。
- 第8条 30点未満の科目が3科目以内の者については追考査を3月中に実施し進級を認めることがあるが30点未満の科目が4科目以上の場合、又は1科目でも単位未修得の場合は原級に留めおき、当該学年の単位を重ねて履修せねばならない。

第3章 成績および考査

- 第9条 教科の成績は中間考査、期末考査、その他の確認テスト、提出物は勿論学習態度、出欠状況等も考慮する。
- 第10条 学期末の成績は100点法で表し、学年末には100点法による評価にして作成し、学年末、指導要録には評定5段階法にて記入する。ただし単位未修得者にはその旨記載する。
- ※次の表1に従い、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点について、学期末、学年末に評価し、指導要録に記入する。

【表1】観点別学習状況の評価の基準

評価	目標に対する達成状況	到達度の目安
A	十分満足できると判断されるもの	75%以上
B	概ね満足できると判断されるもの	40%～74%
C	努力を要すると判断されるもの	40%未満

第 11 条 学年成績は各学期の成績をもとに、総合的に判断し、学年末の学習評価とする。

第 12 条 学年末、100 点法による段階法への換算に当っては、次の表 2 によるものとする。ただし 1 は単位未修である。

【表 2】

段階	1	2	3	4	5
点数	29 以下	30～39	40～64	65～79	80～100

第 13 条 次の各項の全てに該当する科目について単位を認定する。

- (1) 科目の出席時数が総授業時数の 3 分の 2 以上の科目
- (2) 5 段階の評定が 2 以上の科目

第 14 条 考查をわけて中間考查、期末考查、学年末考查とし、次のとおり行う。

前期 中間考查：5 月中旬、期末考查：7 月上旬

後期 中間考查：11 月下旬、学年末考查：2 月中旬（3 年は 1 月下旬）

第 15 条 考查時には監督教師の指示に従い、不正な行為をしてはならない。不正行為が発見された場合は、その考查期間中実施された全科目を 0 点とする。

第 16 条 考查時の退室は認めない。

第 17 条 考查期間中およびその 1 週間前からは職員室にはいってはならない。特別の事由あるときは入口において許可を受けること。

第 4 章 校内生活

第 18 条 礼節は徳徳の基盤である。生徒間においても互いに敬愛の念をもって交わり、職員来賓に対しては恭敬の念をもって接し、会釈（発声挨拶）を忘れないようにする。

第 19 条 授業中は担当教師の指導に従い、授業の妨害となるような行動があってはならない。

第 20 条 授業の始めと終わりには教師と挨拶を交わす。

第 21 条 授業開始後担当教師の来室を見ぬときは「生徒」責任者は速やかに当該教師または教務に連絡をする。

第 22 条 生徒集会の際は全員速やかに所定の場所に集合しなければならない。ただし特に日直として教室残留を命ぜられている場合にはこの限りでない。

第 23 条 校舎内外は常に清潔整頓を旨とし、掃除当番は各分担区域を責任をもって清掃しなければならない。

第 24 条 教室には掃除分担区域と当番氏名とを示す表を掲示する。

第 25 条 常に衛生道徳を守る。

第 26 条 落書きは各人の品位を傷つける故特に注意しなければならない。

第 27 条 校舎校具、設備を時間外に使用するときは必ず係職員の許可を受けて使用し、使用後はその旨更に報告をする。

第 28 条 校舎校具設備及び樹木、庭園、芝生等は心から愛護し、滅失・き損した場合はただちに係職員に届け出て指示を待つ。故意または事情如何によっては弁償を要求されることがある。

第 29 条 校舎内において、疾走、遊戯、放歌、口笛、高談等の喧騒は生徒の品位を落とすものであるからこれを慎むこと。

第 30 条 校内では火気を厳禁する。止むを得ぬ場合は係職員の許可を得なければならない。

第 31 条 校内出火および近火の場合は所定の防火編成によって速やかに行動する。

- 第 32 条 許可なくして禁止の場所に立ち入ってはならない。
- 第 33 条 掲示、校内放送等公告には常に注意しなければならない。
- 第 34 条 掲示、放送をする場合は必ず係職員の許可を必要とする。
- 第 35 条 拾得物または紛失物があった場合は、ただちに係職員に届け出る。

第 5 章 校外生活

- 第 36 条 校外においては常に本校生徒としての誇りと自覚をもって行動し、社会に対する正しい理解と批判性とを養い、かつ公德の実践に努める。
- 第 37 条 校外においても礼節を守り、教職員、上長に対しては恭敬の念を表し、生徒間の挨拶も忘れぬようにする。
- 第 38 条 交通に関する規則を遵守し、かつ交通道徳を励行する。
- 第 39 条 学校出火または学校近火等緊急事態発生の場合は、ただちに登校して係職員の指示を受ける。
- 第 40 条 男女の交際においては社会の誤解や非難を受けるような行動を慎む。
- 第 41 条 外出の場合は登校と同じ服装とし、常時生徒手帳（身分証明書）を携帯すること。
- 第 42 条 保護者の許可なくして外泊をしてはならない。
- 第 43 条 不用な夜間外出は慎む。
- 第 44 条 生徒の本分に照らし次の事項を厳禁する。
- (1)遊技場、飲食店等不健全な場所への立ち入り
 - (2)喫煙・飲酒
 - (3)物品の無断売却、貸借等
 - (4)交通違反
 - (5)不純異性交遊
- 第 45 条 外部団体との連絡及び加入、各集会の計画、またはそれへの参加については事前に学校長の許可を受けなければならない。

第 6 章 服装、所持品

- 第 46 条 服装、所持品は、その人の心性を表現するものであるから、常に質素にして清潔端正でなければならない。
- 第 47 条 次の事項はこれを厳守すること。
- (1) 服装は男女とも規定の制服を着用する。
 - (2) 襟章は本校規定のものを使用し、左に科章、右に学年章をつける。女子は科章・学年章をまとめて胸の上につける。
 - (3) 夏季の上衣なし登校のときの制服は学校指定のシャツとする。（時期等はその都度指示する。）
 - (4) 冬季の防寒具は学校の許可したものに限る。（時期等はその都度指示する。）
 - (5) 服装その他の所持品には必ず科・学年・氏名を記入する。
 - (6) 服装は常に清潔を保ち、汚染破損したときはただちに洗濯修理しておく。
 - (7) 頭髪は常に清潔端正なものとする。
 - (8) カバンは学校が許可したものに限る。
 - (9) ①靴……運動靴の場合は、紐のある運動に適したものとする。（紐のないものは不許可）
革靴の場合は、色は黒色か茶色とする。
②靴下は白、黒、紺の無地を着用し、タイツは黒色とする。
 - (10) 上履きは規定のスリッパとする。

(11) 上履きと下履きとの混用は禁止する。

(12) 不必要な物品は学校に持参しない。

第7章 賞罰事項

第48条 校長は次に該当するときこれを表彰する。

(1) 随時表彰するもの

① 善行賞 …………… 特に表彰すべき善行ある生徒

② 美化表彰 …………… 校内美化に努力しその実をあげた科、学級に対して行う。(学期1回、該当なきときは行わず)

(2) 学年末に表彰するもの

① 成績優秀賞 …………… 成績抜群で個人的、社会的、公民的資質においても他の模範とするに足るもの。

② 3か年皆勤賞 …………… 高校在学3か年間無欠席、無遅刻、無早退、無欠課のもの。

③ 1か年皆勤賞 …………… 当該学年1か年間無欠席、無遅刻、無早退、無欠課のもの。

④ 1か年精勤賞 …………… 当該学年無欠席で遅刻、欠課、早退(各時間単位)の合計が5回以内のもの。

(例：遅刻をして3時間目まで欠課の場合、遅刻1＋欠課3の「4回」とカウントする。)

⑤ その他 …………… 学校、家庭、社会において特に賞賛に値するような行為、功労等のあったもの。

第49条 本校生徒心得に違反し校内の秩序を乱す者、その他学生の本分にもとる行為をなした者で校長が懲戒の必要を認める場合はこれを懲戒処分とする。

第50条 懲戒の方法は次のとおりである。

生徒の本分にもとる行為をした者は下記により懲戒される。

(1) 説諭

(2) 始末書、誓約書

(3) 謹慎

(4) 停学

(5) 退学

第8章 授業料

第51条～第54条(省略)

第9章 諸願届

第55条 諸願届の形式は別表による。

第56条 欠席届はその欠席の都度学級担任に提出する。

第57条 病気による欠席が1週間を超える場合は医師の診断書を添付して届け出る。

第58条 病気以外で1週間以上欠席する場合は予めその事由を詳記して届け出る。

第59条 校外競技、校務、受験等のため、欠席する時は予め担任教師に届け出れば当日及び往復所要日数を公認欠席として欠席日数には加えない。

第 60 条 生徒忌引日数は次のとおりとしてその期間は欠席としては扱わない。但し、期間内の出席は差支えない。

(1) 父母 …………… 7 日

(2) 祖父母兄弟 …………… 3 日

(3) 伯（叔）父母、曾祖父母 …… 1 日

第 61 条 自宅近傍に法定伝染病が発生したり、自分が罹患の場合は出校停止とする。（出席すべき日数に加えない）

第 62 条 外出早退の場合は必ず担任教師に申し出て許可を受けなければならない。（許可証は担任教師が発行）

第 62 条 保護者、保証人及び本人の住所、身分、その他に異動のあったときは速やかに届け出る。

第 64 条 下宿生は下宿届を出し、住所変更の場合は速やかに届け出る。

第 65 条 自転車に通学する場合は係職員に届け、許可を受ける。自転車等は所定の置場以外においてはならない。

第 66 条 やむを得ぬ理由のため遠距離旅行をするときは事前に担任教師に届け出る。

100km 以上に及ぶときは運賃の学生割引の交付を受けられる。

第 67 条 自動車の免許を取得する場合は学校長の許可を得なければならない。3 年生で進路が内定した者に限って 2 学期末考査終了後から許可する。但し、在学中の自動車・単車の運転は一切禁止する。

第 68 条 経済的事由によりアルバイトをする場合は、必ず校長の許可を受けなければならない。

第 69 条 学校行事以外の催し物（TV 出演、募金活動など）に参加する場合は、校長の許可を受けなければならない。